

○茨城県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第12条の5の規定に基づく多数の少年が通常利用する施設を定める規則

平成14年3月7日

公安委員会規則第3号

〔沿革〕 平成16年10月公安委員会規則第8号、17年1月第1号、7月第10号、12月第14号、21年6月第10号、令和5年1月第1号改正

茨城県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第12条の5の規定に基づく多数の少年が通常利用する施設を定める規則を次のように定める。

茨城県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第12条の5の規定に基づく多数の少年が通常利用する施設を定める規則

茨城県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和13年茨城県条例第67号）第12条の5の公安委員会規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 博物館法（昭和26年法律第285号）第31条第2項に規定する指定施設
- (2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項又は第2項の規定により設置された職業能力開発校のうち青少年を入学させるもの
- (3) 次の表に掲げる施設

種類	名称	位置
県の施設	茨城県立青少年会館	水戸市
	茨城県立里美野外活動センター	常陸太田市
	茨城県立白浜少年自然の家	行方市
	茨城県立中央青年の家	土浦市
	茨城県立さしま少年自然の家	猿島郡境町
市町村の施設	水戸市少年自然の家	水戸市
	水戸市勤労青少年ホーム	水戸市
	茨城町立青少年共同宿泊研修所	東茨城郡茨城町
	笠間市岩間海洋センター	笠間市
	ひたちなか市那珂湊勤労青少年ホーム	ひたちなか市
	ひたちなか市勝田勤労青少年ホーム	ひたちなか市
	常陸大宮市御前山青少年旅行村	常陸大宮市
	常陸太田市水府海洋センター	常陸太田市
	日立市会瀬青少年の家	日立市
	日立市勤労青少年ホーム	日立市
	高萩市勤労青少年ホーム	高萩市
	北茨城市立茜平青少年の家	北茨城市
	北茨城市B & G海洋センター	北茨城市
	行方市玉造B & G海洋センター	行方市
	土浦市青少年の家	土浦市

土浦市勤労青少年ホーム	土浦市
かすみがうら市勤労青少年ホーム	かすみがうら市
かすみがうら市千代田B&G海洋センター	かすみがうら市
石岡市勤労青少年ホーム	石岡市
石岡海洋センター	石岡市
小美玉市小川B&G海洋センター	小美玉市
小美玉市玉里B&G海洋センター	小美玉市
下妻ふるさと博物館	下妻市
下妻市勤労青少年ホーム	下妻市
八千代海洋センター	結城郡八千代町
結城市勤労青少年ホーム	結城市
常総市青少年の家	常総市
常総市勤労青少年ホーム	常総市
古河歴史博物館	古河市
古河市古河勤労青少年ホーム	古河市
古河市総和勤労青少年ホーム	古河市
境町勤労青少年ホーム	猿島郡境町
五霞町海洋B&Gセンター	猿島郡五霞町
取手市勤労青少年ホーム	取手市

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月7日公安委員会規則第8号)

この規則は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 平成16年10月16日
- (2) 〔略〕
- (3) 〔前略〕第4条中茨城県風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律施行条例第12条の5の規定に基づく多数の少年が通常利用する施設を定める規則第3号の表の改正規定（

茨城県立里美野外活動センター 久慈郡里美村 を

茨城県立里美野外活動センター 常陸太田市 に改める部分及び

水府海洋センター 久慈郡水府村 を

常陸太田市水府海洋センター 常陸太田市 に改める部分に限る。）

〔中略〕 平成16年12月1日

附 則 (平成17年1月13日公安委員会規則第1号)

この規則は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 〔前略〕第12条中茨城県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第12条の5の規定に基づく多数の少年が利用する施設を定める規則の改正規定（第3号の表中「稲敷郡桜川村」を「稲敷市」に改める部分に限る。）〔中略〕平成17年3月22日

(4) 前各号に掲げる規定以外の規定 平成17年3月28日

附 則 （平成17年7月28日公安委員会規則第10号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 〔略〕

(2) 〔前略〕第14条〔中略〕の規定 平成17年9月2日

(3) 〔前略〕第15条〔中略〕の規定 平成17年9月12日

(4)・(5) 〔略〕

附 則 （平成17年12月8日公安委員会規則第14号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 〔前略〕第14条〔中略〕の規定 平成18年1月1日

(2) 〔前略〕第15条〔中略〕の規定 平成18年2月20日

(3) 〔前略〕第16条〔中略〕の規定 平成18年3月19日

(4) 前各号に掲げる規定以外の規定 平成18年3月27日

附 則 （平成21年6月4日公安委員会規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （令和5年1月25日公安委員会規則第1号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。